

清掃・警備業務の委託契約における最低制限価格制度の導入について

最低制限価格制度

低価格入札への対応として、最低制限価格制度を清掃・警備業務の委託契約に導入します。最低制限価格制度の対象となる契約では、最低制限価格に満たない入札者は失格となります。

対象契約

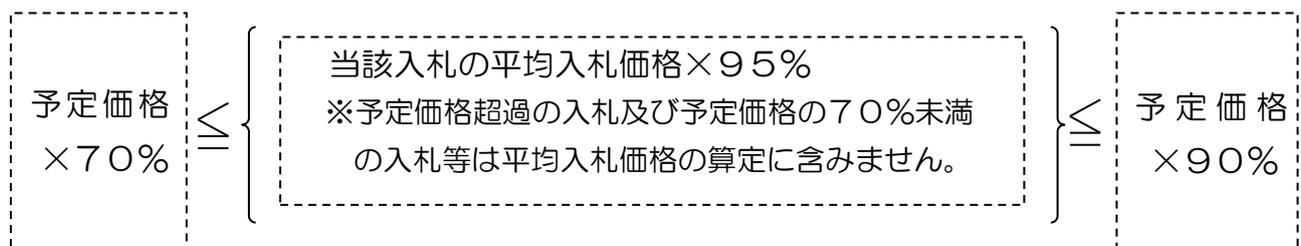
一般競争入札及び指名競争入札に付する建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く）及び清掃業務の委託契約

※政府調達協定対象案件及び総合評価落札方式による入札を除く

最低制限価格の設定方法

最低制限価格は「当該入札の平均入札価格×95%」になります。

※上記金額が予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%、予定価格の90%を超えるとときは予定価格の90%とします。また、算定する際の端数処理については、別紙のとおりとします。



なお、最低制限価格制度の対象となる委託契約については、予定価格を事前公表します（入札公告又は指名競争入札執行通知に記載します。）。

実施時期

平成25年2月公告・指名分から実施

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課
Tel (052) 972-2326

最低制限価格を算定する際の端数処理について

最低制限価格は以下のように算出します。

入札者の平均入札額を求め、その額に **0.95** を掛けます。

※平均入札額を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらにその額に **0.95** を掛けた後に小数点以下の端数を切り捨てます。

ただし、次のような場合があります。

- ① 算出された額が予定価格×**0.9** を超えるとき。
⇒ 予定価格×**0.9** が最低制限価格となります。
※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。
- ② 算出された額が予定価格×**0.7** に満たないとき。
⇒ 予定価格×**0.7** が最低制限価格となります。
※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。